

裁判官弾劾制度とは

はじめに

「弾劾」には、罪や不正を暴くとか、厳しく責任を問うといった意味があります。このことから、大統領、大臣又は裁判官など、強い身分保障を受けた公務員が非行を犯した場合に、国民の意思（実際には、国民の代表者で構成される議会などの決定）によってその者を罷免する（辞めさせる）制度のことを一般に「弾劾制度」と呼んでいます。

このような弾劾制度はイギリスで誕生し、14世紀後半には、国王の任命する大臣や裁判官などが非行を犯した場合に、議会の裁判によって罷免したり、処罰したりする制度として確立されました。その後、アメリカ合衆国憲法に引き継がれた弾劾制度は、大統領をはじめ政府高官や連邦裁判官を罷免する制度として発展し、今日ではその形態は様々ですが、世界中の多くの国々で採用されています。

我が国では、日本国憲法により、裁判官を罷免するための制度として初めて採用され（憲法64条）、これに基づいて昭和22年に裁判官弾劾法が制定されました。

我が国の裁判官弾劾制度

裁判官は憲法や法律に基づいて公正な裁判を行い、国民の権利を守るという極めて重大な責務を負っています。この責務を果たすためには、裁判官は国会や内閣などから圧力を受けたり、特定の政治的、社会的な勢力から影響を受けたりすることがあってはなりません。日本国憲法も、すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束されると定めています（憲法76条3項）。

これに加え、実際に裁判官が独立して公正な裁判を行うためには、裁判官が他の国家機関によってその地位を脅かされないようにする必要があります。そこで、日本国憲法は行政機関による裁判官の処分を禁止し、在任中報酬を減額されないことを定めるなど、その身分を厚く保障して裁判官が独立して公正な裁判ができるよう配慮しています。

しかし、裁判官であっても、国民の信頼を裏切るような行為を犯した場合には辞めさせることができなくてはなりません。そこで、日本国憲法において、理念として、公務員を罷免することが国民の権利であると宣言されていること（憲法15条1項）や、身分保障が強く要請される裁判官をいたずらに不安定な地位におくことは望ましくないことなども考慮して、罷免事由等が限定された現在の裁判官弾劾制度が採用されたのです。

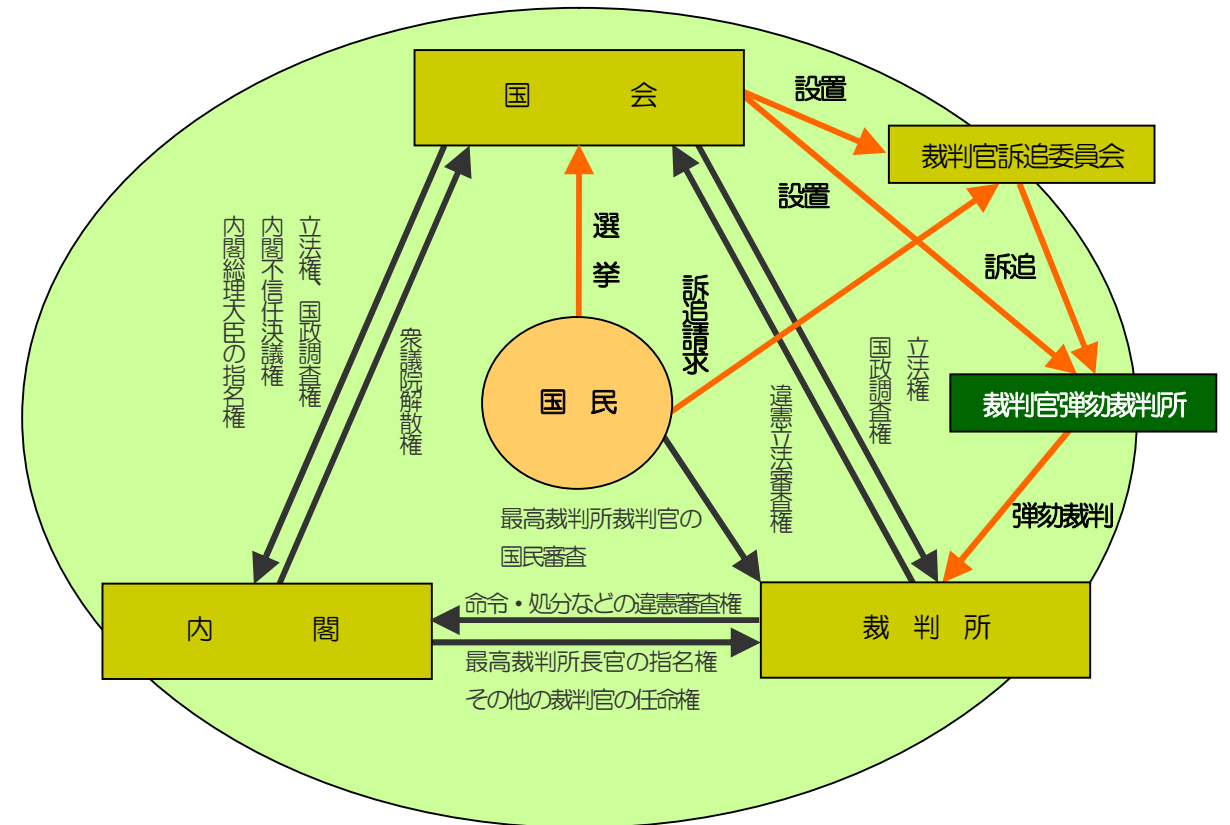
ところで、我が国の弾劾制度のモデルとなったアメリカ合衆国の制度では、権力分立の見地から連邦議会の下院が弾劾の発議をし、上院が弾劾裁判を行うものとされています。しかし、現代の議会は議員の数も多く、法律や予算をはじめ多くの案件を処理する必要があり、必ずしも裁判をするのに適した機関とはいえません。そこで、我が国では裁判官の弾劾裁判を行うために、国民の代表である国会議員の中から選ばれた裁判員によって組織される特別の裁判所を常設することとしたのです。それが弾劾裁判所です。

弾劾裁判所は、衆議院議員及び参議院議員各7人の合計14人の裁判員並びに衆議院議員及び参議院議員各4人の合計8人の予備員で組織される機関で、その任期は国会議員としての任期と同じです。

裁判長は衆議院議員の裁判員と参議院議員の裁判員から交互に選ばれ、任期は原則として1年とされています。裁判員はすべて国会議員ですが、政党や会派から独立して、国民の代表として、それぞれの良心に従って裁判員の職務を行います。

すべての裁判官は、弾劾裁判所の裁判により罷免の判決を受けない限り罷免されることはありません。ただし、最高裁判所の裁判官については国民が直接その適格性を審査する国民審査制度があり、国民の投票により、その多数が罷免を可としたときにも罷免されます。また、すべての裁判官について心身の故障のため職務を果たすことができなくなったと司法裁判所の裁判（分限事件の裁判）により認められたときは免官されることがあります。

国民と裁判官弾劾裁判所の関係



日本国憲法

- 15条1項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 64条1項 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
- 2項 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。
- 76条3項 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。
- 78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。